

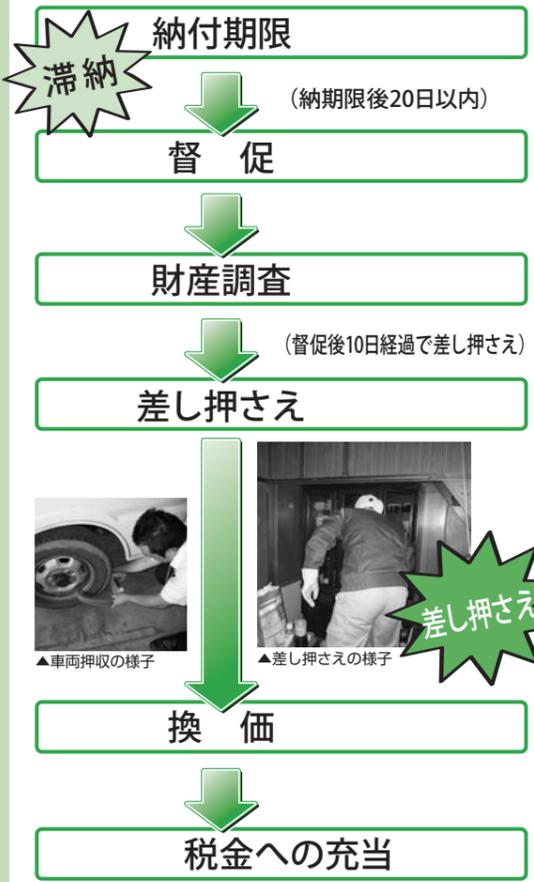
税の公平性を
保つために

差し押さえ等による

滞納処分を強化しています

滞納処分の流れ

市税が滞納になった場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならないと決められています。(地方税法)



差し押さえ

○ 捜索

滞納者の住居・事務所などへの強制捜索
財産調査は、滞納者への事前の了承を得ずに行うことができ、個人情報保護法も適用されません。また、徴税吏員の質問に対して偽りの陳述をした者、検査を拒否・妨害・忌避した者、または偽りの帳簿類を提示した者は、罰金刑に処せられます。

差し押さえ

督促・催告を行っても納付や相談がない場合は、財産を差し押さえることとなります。差し押さえは、滞納者の意思に関わりなく、滞納者の特定の財産を公売その他の方法で、金銭に換えるために行われる滞納処分の最初の手続き(強制処分)です。

◎ 差し押さえる対象となる財産

- 土地・建物・普通自動車・軽自動車・二輪車・船舶・飛行機・電気製品・家具・美術品・貴金属・建設機械・金銭・有価証券・預貯金・給料・年金・売掛金・生命保険・出資金・ゴルフ会員権・電話加入権・特許権・著作権など

◆ 納期内納付にご協力を

納税は、納期内の自主納付が原則です。たとえ「うっかり」の納め忘れであっても、滞納処分の対象となります。十分にご注意ください。

◆ 延滞金

納期限経過後に納税する場合、法律に基づく割合で延滞金が発生します。うっかり納め忘れの場合でも、納期限を過ぎると延滞金がかかります。

納税に困ったときは、すぐご相談を

事情があり、納期限までに納付することが困難な方は、納税相談を受け付けていますので、納期限が過ぎる前にご相談ください。

平成27年度差し押さえ件数

不動産	6 (6)
預貯金等の債権	114 (127)
給与	31 (27)
家宅捜索によるもの	2 (3)
合計	153 (163)

- ①()内は26年度件数
- ②不動産は公売1件を実施

問い合わせ
総務部税務課(庁舎1階)
43-0398

滞納処分

滞納処分とは、納付が滞っている税金を強制的に徴収するため、滞納している人の意思に関わりなく、財産を差し押さえて金銭に換え、滞納分の税金に充当して完納させる一連の手続きをいいます。法律では「督促状」を発行した日から10日以内に完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬと決められています。

督促

納期限までに市税の納付がない場合、納期限後20日以内に「督促状」を送付します。督促状1通について、納付いただく税額とは別に、100円の督促手数料を納付いただきます。督促状を送付しても納付がない場合に、電話や自宅訪問などによる催告、また催告書を発送します。法律では、滞納処分するまでに催告をしなければならぬと定められています。

財産調査

滞納処分のために、国税徴収法の規定に基づき、次の方法で財産を調査します。
○質問・検査
金融機関・勤務先・取引先などへの照会

6月1日から7日までは、 水道週間です

「じゃ口から 安心とどけ 未来まで」

水道週間は、全ての国民に、水道に対する理解と関心を高めてもらい、公衆衛生の向上・生活環境の改善・水道事業のさらなる発展につなげるための啓発期間で、毎年6月に実施しています。

加東市では、毎年、加東市上下水道工事業組合のみなさんに、加東市内の認定こども園、保育園、幼稚園、小・中学校の水まわりを、無料で点検していただくことを通じて、子どもたちに水道と水資源の大切さを伝えています。

水を大切に使いましょう!

- 日ごろから節水に心がけ、限りある水を大切にしましょう。
- 風呂の残り湯は、洗濯・掃除などに利用しましょう。
- 歯磨きや洗顔は、コップや洗面器を使って、水道は出しっぱなしにしないようにしましょう。
- 食器洗いは、いらなくなった布などで油分をふき取ってから、ためた水で洗いましょう。
- 洗車するときの水は、バケツにくんで、必要な分だけ使いましょう。
- シャワーの使い過ぎに注意しましょう。
- 蛇口はしっかり閉めましょう。



災害に強い水道をめざす

災害が起きて水道管が被害を受ければ、不自由な生活を強いられることになります。加東市では、どんなときでも安全・安心でおいしい水を安定供給するために、水道管の耐震化などを進め、災害に強い水道の実現に努めています。

加東市が布設する配水管は、すべて耐震能力の高いGX形ダクタイル鋳鉄管。市内の水道管が全て耐震型となるよう、改修を進めています。



問い合わせ 上下水道部工務課(庁舎3階) 43-0534

夏休み アフタースクール支援員・ 支援員補助を募集します



募集職種・人員 ○支援員 7人程度 ○支援員補助 45人程度
雇用期間 7月21日(木)～8月31日(水)
必要な資格・免許

- 支援員
 - ◆保育士資格・教員免許・社会福祉士資格のいずれかを有する方
 - ◆高等学校等を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事した方
 - ◆大学等で社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学もしくは体育学の課程を修めて卒業した方
- 支援員補助 資格・免許は必要ありません。

勤務形態 週3～5日 7時30分から13時までの間か、13時から18時までの間のどちらか(時間外勤務の可能性あり)
応募方法 履歴書(写真付)と資格証写し(支援員のみ)を子育て支援課まで持参または郵送してください。

応募期限 6月17日(金)※必着
選考方法 面接
問い合わせ 福祉部子育て支援課(庁舎1階) 43-0408



年金生活者等支援臨時福祉給付金 (高齢者向け)の申請期限が迫っています!

対象となる方には、既に申請書をお届けしています。まだ申請していない方は、期限までに申請してください。
申請期限 7月1日(金) ※必着
※申請時には、本人確認書類(運転免許証など)と口座番号がわかるもの(通帳など)の写しをご用意ください。
福祉部高齢介護課(庁舎1階)
43-0575(給付金専用ダイヤル)